

業務委託仕様書

1 業務名

那須地域定住自立圏連携事業 移住ポータルサイト構築及びプロモーション事業業務委託

2 目的

那須地域定住自立圏(以下「那須地域」という。)は、恵まれた地理的条件に加え、それぞれに特徴を持った4市町(那須塩原市、大田原市、那須町、那珂川町)で構成された地域である。このことは、多様化する移住関心層のニーズを満たす条件が揃っていることを意味しており、那須地域の魅力を一体感を持って発信し、移住関心層に向けて訴求することで、移住者を増加させることができると考えている。

本事業では、那須地域を魅力的な移住先の候補地として広く認知させ、移住に向けて行動する移住関心層を増加させることを目的とする。

1. 設定するKPI

a. 移住担当窓口への問い合わせ数(4市町合計)

- i. R7年度 2,000人
- ii. R8年度 2,200人
- iii. R9年度 2,400人

3 履行場所

那須塩原市内ほか

4 履行期間

契約締結の翌日から令和10(2028)年3月31日(金)まで

5 業務概要

上記の目的を達成するため、移住ポータルサイトの構築及びプロモーションを行う。具体的には、移住促進戦略の策定、移住ポータルサイトの構築及び運用、広告配信やイベントなどのプロモーション、事業の効果測定などを行う。事業の実施に当たっては、4つの市町の集合体としての事業である利点を最大限に生かし、それぞれの魅力が、地域全体のブランド力を向上させるような内容とすること。

6 履行内容

目的達成のため、以下の事業を行う。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、市と協議しながら業務を進めること。

また、目的達成のため、効果的であると考えられる事業は積極的に提案すること。

1. 移住促進戦略策定

移住促進戦略には、主にa.～d.の項目について記載する。また、事業結果を検証し、毎年度見直すこと。

a. コンセプト

- i. 那須地域の持つ地域資源(ヒト・モノ・コト)を踏まえ、移住促進に効果的だと考えられるコンセプトを設定すること。
- ii. 各市町が行うプロモーション施策に配慮した内容とすること。

b. ターゲット

- i. 設定したコンセプトに基づき、既に関心がある層のみならず、潜在的な那須地域への移住関心層もターゲットとして設定すること。
- ii. ターゲットとして設定する属性を記載すること。

c. マーケティング

- i. 設定するコンセプト及びターゲットが適切なものとなっているか、市場調査等を行う。

d. スケジュール

- i. どのような計画で、移住ポータルサイト及び各プロモーション事業を連動させ、本業務を進めていくかを記載すること。

2. 移住ポータルサイト構築及び運用保守

a. 移住ポータルサイトの概要

先輩移住者の体験談や、地域の魅力的な取組及び各市町が実施する移住支援施策等を紹介することで、那須地域へ移住を希望する方が、移住後の理想的なライフスタイルをイメージでき、かつ、日本全国に「移住先」としての那須地域を知ってもらえることを目的とした情報ポータルサイトを構築する。

b. ホームページデザイン

i. ユーザビリティへの対応

- 移住を検討している者が必要とする情報に簡単にたどり着き、より多くの情報を得ることができるホームページであること。
- 閲覧者の見やすさ、使いやすさを考慮したデザイン、レイアウトにするとともに、各ページのデザインについては統一性を持たせ、閲覧者のUXの質を高めるよう工夫すること。
- 年齢や身体的条件により閲覧が制限されないよう、アクセシビリティに配慮すること。

ii. マルチデバイスへの対応

パソコン、スマートフォン等の情報端末に対応し、表示内容が適切な状態に自動的に変化するページを作成すること。

iii. 容易な情報発信

CMS等を導入し、専門知識なく、職員がページを作成できること。

iv. トップページ

那須地域の魅力・特色を効果的に発信できるデザインを提案すること。

- v. 下層ページについて
提案したトップページに合わせて、カテゴリページ、コンテンツページ、イベントページ、その他サイト構成上必要なページをデザインすること。
 - vi. URL
URL、ドメインについては、契約締結後、市と協議の上決定する。
 - vii. その他
 - 一般的に使われているプログラム言語を使用すること。
 - SEO対策に配慮したデザインシステムにすること。
 - 最新の技術を用いた有効な提案やホームページ機能の活用提案を行うこと。
- c. ページの作成
- i. 掲載内容
 - 那須地域に移住した人の暮らしについて特集したページを作成する。特集する人、ジャンル等のページ内容については、受託者が提案し、市と協議の上決定すること。ページの作成に当たり必要なイラストの作成、画像の手配、文書の作成、取材等は、受託者が行うこと。
 - 移住に限らず、那須地域への興味関心を喚起するような内容とすること。
 - ページの掲載に当たっては、事前に市の承認を得ること。
 - ii. 作成頻度
毎月1回程度とする。ただし、市が緊急性が高いと判断した内容については、随時更新するものとする。
 - iii. 閲覧者の分析
ポータルサイトのアクセス数について、トップページ、下層ページ等個々のページごとのアクセス数を集計し、毎月1回以上市に報告すること。
 - iv. リンク先の点検
サイト内各ページの文章、画像、イラスト、リンク付けなどの点検、更新、追加等を原則毎月1回以上行うこと。
- d. ウェブサイト保守管理業務
- i. セキュリティ対策
システムへの不正侵入や障害の発生を予防し、また、障害発生時の影響を最小限とするため、万全のセキュリティ対策を講じること。
 - ii. ウイルス対策
ウェブサーバ環境のOSやソフトウェア等には、常に最新のバージョンを維持し、ウイルス感染やサーバへの攻撃等を防止すること。ウイルス対策ソフト導入や、その他同等と考えられる対策がとられているサービスを利用することにより、定期的にウイルスのチェックを行い、発見した場合は、市へ報告の上、速やかに駆除すること。

iii. 障害対応

システム障害が発生した際には、直ちに市へ連絡すること。また、障害の原因究明及び障害対応を行い、障害発生状況、対応作業内容及び再発防止策についてのレポートを作成し、市に報告すること。

iv. バックアップの作成

システムに障害が発生した場合に備え、必要なバックアップを週1回以上行うこと。バックアップから復元まで速やかに行える体制を整えること。

v. セキュリティ体制の確保

ウイルス対策やサーバへの攻撃等に関する情報を常に入手し、リスクの大きさに応じて緊急に対応できる体制を確保すること。データのバックアップ体制や緊急連絡先を市へ知らせるとともに、復旧までの時間について速やかに報告できる体制を整えること。また、システムの不正利用防止のため、備えるべきセキュリティ要件は次のものを想定する。ただし詳細については、市と受託者において協議の上、決定すること。

- 管理者専用画面でID及びパスワードによる認証を行う。
- 管理者専用画面については、市が指定したIP アドレス以外からのアクセスを禁止する。

e. CMS等について

i. 導入パッケージ

専門知識なしに、作業できるツールを導入すること。

ii. 追加料金

CMS等のユーザー数やページ数の増加による追加料金が発生した場合も、委託料内で計上するように企画設計すること。

iii. 利用環境

- 庁内ネットワークに接続された端末からCMS等のサーバへは、Microsoft Edge又はGoogleChromeを使用し、ID及びパスワード認証にてログインを行うこと。追加のプログラムのインストールや庁内端末に特別な追加設定の必要なく利用できること。
- 庁内ネットワークに接続された庁内端末からブラウザのみで利用可能で、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムであること。
- CMS等のサーバの停止によりWebサーバの公開に影響がないこと。

iv. バージョンアップ対応

- システムの機能追加、機能改善、不具合修正を継続的に行い、バージョンアップ対応を行うこと。
- デザインやサイト構成等の追加・変更については、軽微なものは協議の上、保守・運用の中で対応すること。

f. システム要件について

i. サーバ要件

- ウェブサーバは24時間365日の運用とする。
- CMS等のサーバは24時間365時間の運用を基本とした体制を整え、システムメンテナンスなどで計画停止をする場合は、事前連絡のうえ、市の業務時間外に行うこと。
- サーバのスペックについて、システムのバージョンアップや機能の追加、アクセス件数、リニューアル後のコンテンツ容量の予測等を勘案し、構築すること。また、運用期間中にコンテンツ数・アクセス数が増加しても原則別途費用が発生しないこと。

ii. ネットワーク要件

- CMSへのアクセスについては、特定のグローバルIPアドレスのみを許可する等、第三者からのホームページの改ざん等を防止し、安全性に考慮して運用できること。

iii. データセンター要件

- CMS等のサーバとWebサーバは、庁舎外のデータセンター(国内)に設置すること。市町職員がページを作成・更新する場合は、庁内端末からCMS等のサーバにインターネット経由でアクセスし、コンテンツを作成・更新する。更新したコンテンツは、CMS等のサーバからWebサーバに定時又は随時アップロードされる仕組みとする。構成は、システムの都合上変更する必要がある場合は、変更提案も可とする。
受託者がページを作成・更新する場合は、あらかじめ市と協議の上、指定した端末からCMS等のサーバにインターネット経由でアクセスし、コンテンツを作成・更新する。更新したコンテンツは、CMSサーバからWebサーバに定時又は随時アップロードされる仕組みとする。
- AmazonWebServiceやMicrosoftAzure等のパブリッククラウドサービスを利用する場合は、アクセス制御・ネットワーク分離等により、他テナント領域からアクセス不可能であること。
- AmazonWebServiceやMicrosoftAzure等のパブリッククラウドサービスを利用する場合は、管理コンソールへのアクセスは多要素認証とすること。

iv. 利用端末環境

- マルチブラウザに対応すること。

g. 操作研修・問合せ対応等

- i. 各市町の職員が業務を行う上で必要な研修を実施すること。研修内容を提案書に明示すること。
- ii. 緊急性が高いものを除き、土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時00分から午後5時15分、CMS等の操作方法や運用上の質疑、障害受付などの問合せに対して一元的に対応すること。
- iii. 研修に用いる資料、管理者、承認者及び作成者用のマニュアルを、pdfで市に提供すること。

h. その他

契約満了後、全コンテンツデータを提供するなど、次期システムへの円滑な移行を支援すること。次年度以降も同じドメインを使用してレンタルサーバの契約が結べること。

3. プロモーション

a. プロモーション計画の策定

- i. 策定した戦略に基づき、プロモーション計画を策定すること。
- ii. 拡散力や訴求力の観点から最適な媒体や手法を選択し、行動変容を促す方策を記載すること。
- iii. ターゲットに起こさせたい行動変容等に合わせ、広告の種類、掲出プラットフォーム、広告内容、遷移先等の組合せごとの予算配分や運用スケジュール等を設定すること。イベントについても、参加することでどのような行動変容を起こさせるのかを記載し、実施スケジュールも記載すること。

b. クリエイティブ制作

- i. 計画で策定した事業を実施するために必要なクリエイティブを制作する。
- ii. クリエイティブは、これまで地方への移住や地方とのつながりづくりに興味・関心を持たなかった潜在層の感覚に訴え、ニーズを呼び起こすように工夫すること。
- iii. クリエイティブの作成に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、受託者が行うこと。
- iv. 制作したクリエイティブは、随時市に納品すること。

c. 広告

i. デジタルメディア

- 「1.移住促進戦略策定」で定めたターゲットに向けて、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告、ウェブサイトの検索結果に連動して表示されるテキスト広告等を配信すること。
- 広告の種類や掲出プラットフォームは、ユーザー層の違いや対象となる市場及びターゲットへの到達確度、配信単価等を総合的に勘案し、事業効果の最大化を図るために最適となるものを選択、又は組み合わせること。
- 広告配信のターゲティングに当たり、各掲出プラットフォームにおける拡張機能の使用が効果的である場合は、見込まれる効果及び費用について明示の上、提案すること。ただし、拡張機能使用に当たり発生する費用については、委託料の中で対応すること。
- 広告からの遷移先は、原則として本事業において作成する移住ポータルサイト内とし、事業効果の最大化が見込めるよう、ターゲット設定や広告内容と整合性の取れたページとすること。

ii. その他

- デジタルメディアに限らず、ターゲットに向けた広告として有効であると考えられる場合には、雑誌等への広告掲載も検討すること。

d. イベント

i. 共通事項

- 本事業の実施目的や那須地域の持つ地域資源を十分に理解し、ターゲットに合わせたイベントを企画すること。また、那須地域への移住希望者を増やすことが本事業の目的ではあるが、那須地域への関心を高め、地域と関わりを持ちたいような内容とし、新たな関係人口の創出につながるような内容を企画すること。
- イベント参加者が、各市町の移住担当窓口に親近感を持つような内容とすること。
- オンライン及び対面で実施することとし、それぞれ年1回以上、合計3回以上は実施すること。
- 各イベントの参加者数の目標値を市と協議の上、設定すること。
- ゲストを招致する場合には、市と協議の上、決定する。

ii. 広報

- 実施するイベントに合わせてクリエイティブを制作し、「c.広告」の業務と連携して広報すること。

iii. オンライン

- 配信に使用する機材ネットワークの整備等は、受託者が用意する。
- 運用に係る作業も受託者が行う。

iv. 対面

- 会場利用に関する手続や、必要な消耗品の手配、プロモーションツールの制作などの対応は、全て受託者が行う。
- 作成したプロモーションツールは、イベント終了後に市へ納品すること。

e. 効果測定

i. 広告

- 受託者は、毎月、本業務により配信する広告等の運用状況（表示数、クリック数、クリック率、KPI の状況の分析等）を月次報告書としてまとめ、市に提出するとともに、広告配信におけるターゲティングの変更、絞込み等の改善策を市と協議の上、実施すること。また、市から求めがある場合には、随時、報告書を作成し、提出すること。

ii. イベント

- 各イベント開催後、3営業日以内に参加者数の速報値を集計し、電子メールにて市に報告すること。
- 開催結果概要のほか、参加者アンケートの結果や課題等をまとめたレポートを作成し、各イベント開催日から10日後までに納品すること。また、必要に応じてレポート等に係る報告会を実施すること。

4. 提案業務

- a. 本業務委託に係るプロポーザルにおいて、企画提案書に記載されていること。

7 業務の進め方

1. 受託者は、業務に先立ち業務内容及び実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するために必要な計画を作成し、市の承認を得て業務を実施すること。
2. 受託者は、進捗状況等を市に逐次報告するほか、必要に応じて市と打合せを行うこと。打合せを行った場合には、受託者において議事録を作成すること。
3. 受託者は、市から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、それぞれ電子データ（文書はpdf、画像はpng、動画はmp4）をメール又はCmocy（クモシィ）等で納品するものとする。

1. 実施報告書
 - a. 記載内容
 - i. 事業の概要
 - ii. 実施内容
 - iii. 実施結果
KPIに対する内容を記載すること。
 - iv. 今後の課題
 - v. 次年度以降の方針案
 - b. 納品時期
 - i. 各年度末
2. 移住促進戦略
 - a. 納品時期
 - i. 令和7年度前半
3. プロモーション計画
 - a. 納品時期
 - i. 令和7年度前半
4. クリエイティブ
 - a. 納品時期
 - i. 随時
5. プロモーションツール
 - a. 納品物
 - i. 電子データに加え、完成品も提出すること。
 - b. 納品時期
 - i. 随時
6. 広告配信レポート
 - a. 記載内容
 - i. 月次報告書を年間の報告書としてまとめること。
 - b. 納品時期
 - i. 各年度末
7. イベントレポート
 - a. 納品時期
 - i. 随時
8. その他本業務において作成し、又は取得したもので市が指示するもの。

9 支払条件

年度ごとの精算払

10 その他

1. 総括責任者の配置

- a. 受託者は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。
- b. 総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

2. 業務及び結果等の管理

- a. 事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。

3. 権利等

- a. 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て市に移転すること。
- b. 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- c. 納品するクリエイティブに関する著作権肖像権等の権利は、市に帰属するよう整理すること。
- d. 第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- e. 受託者は、市が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

4. その他

- a. 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- b. 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- c. 各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- d. 本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市が承諾した場合は、この限りでない。
- e. 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは市と受託者が協議の上、定めることとする。
- f. 上記にかかわらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

11 担当課

那須塩原市企画部企画政策課 移住促進センター